

議 事 録

第 18 期名護市農業委員会 第 20 回 総 会

令和 7 年 4 月 28 日（月）

名護市農業委員会 第 20 回総会

開催日時 令和 7 年 4 月 28 日（月）午前 10 時 00 分～12 時 00 分

開催場所 名護市 21 世紀の森体育館 第 1・2 会議室

出席委員（農業委員）

1 番	野原 朝行	○	2 番	比嘉 清隆	○	3 番	川上 達也	○
4 番	岸本 信子	○	5 番	山城 秀樹	○	6 番	仲村 正司	○
7 番	前川 太輝	○	8 番	伊波 實	○	9 番	宮城 政喜	○
10 番			11 番	比嘉 政昭	◎	12 番	川野 圭輔	◎

（農地利用最適化推進委員）

13 番	大城 昭夫	○	14 番	清水 一郎	欠	15 番	比嘉 海斗	○
16 番	呉屋 信竹	○	17 番	金城 秀安	○	18 番	林 昌平	○
19 番	宮城 直人	○	20 番	上間 光成	○	21 番	古我知 直人	○
22 番	玉城 司	○	23 番	上地 一宏	欠	24 番	野原 三喜郎	欠
25 番	藤原 邦彦	欠						

議事録署名人 ※上記表内の「◎」

書 記 名護市農業委員会事務局

- 議 案
- 第 119 号 農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請について
 - 第 120 号 農地転用許可後の事業計画変更承認申請について
 - 第 121 号 農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請について
 - 第 122 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について
 - 第 123 号 非農地証明願について
 - 第 124 号 農用地利用促進計画案に係る意見について
 - 第 125 号 令和 6 年度農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表について
 - 第 126 号 令和 7 年度最適化活動の目標の設定等について

報告 農地法第 3 条許可申請の取消し願いについて

報告 農地法第 5 条許可申請の取下げ願いについて

(開会)

おはようございます。ただいまより第 20 回名護市農業委員会の総会を開会いたします。本日の農業委員の出席は、11 名中 11 名で定足数を満たしておりますで、会議が有効に成立していることをご報告いたします。議事録署名人は 11 番委員、12 番委員の両委員をお願いいたします。それでは本日の議事に移ります。

(議案第 119 号 農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請について)

議長 議案第 119 号農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請について事務局より説明をお願いします。

事務局 整理番号 1 番 幸喜の 2 筆、地目は畑、合計面積 1,275 m²。規模拡大による使用貸借権。従事日数は本人 250 日、妻 250 日。予定作物はグアバ、パパイヤ、バナナとなっております。

整理番号 2 番 仲尾次の 2 筆、地目は田、合計面積 440 m²。新規就農による 3 条有償移転。従事日数は本人 250 日、妻 50 日。予定作物はマンゴー、野菜となっております。

整理番号 3 番 仲尾次の 2 筆、地目は畑、合計面積 322 m²、新規就農による 3 条無償移転。従事日数は本人 150 日、妻 100 日。予定作物は大根、キャベツとなっております。

整理番号 4 番 親川の 1 筆、地目は田、面積 675 m²、新規就農による 3 条有償移転。従事日数は本人 150 日、妻 150 日。予定作物はパッションフルーツとなっております。

整理番号 5 番 我部祖河の 1 筆、地目は畑、面積 1,030 m²、規模拡大による 3 条有償移転。従事日数は本人 200 日、父 20 日、母 20 日。予定作物はアセロラとなっております。説明以上となります。

議長 議案第 119 号農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請について質疑はご

ございませんか。

議長 質疑がないようですので、議案第 119 号農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請についてすべて可としてよろしいでしょうか。

委員 異議なし。

(議案第 120 号 農地転用許可後の事業計画変更承認申請について)

議長 議案第 120 号農地転用許可後の事業計画変更承認申請について事務局より説明をお願いします。

事務局 議案第 120 号農地転用許可後の事業計画変更承認申請について説明させていただきます。今月 5 件の申請がございます。整理番号 4 番・5 番は 5 条申請と同時申請になりますので後ほど 5 条と合わせて説明いたします。整理番号 1 番・2 番は関連申請となっており、報告事項農地法第 5 条許可申請の取下げ願いについても関連致しますのでまとめて説明いたします。

整理番号 1 番、2 番 宇茂佐の 2 筆、地目は畑、面積それぞれ 265 m²。転用目的はどちらも宅地造成となっております。こちらは令和 6 年 6 月令和 7 年 2 月の総会の案件となっております。元々は 1 筆の農地で共同住宅建築の計画で許可を得ました。ですが、資金繰りがうまくいかなくなり令和 7 年 2 月の総会で 2 筆に分筆し、1 筆は申請人自身が建売住宅、1 筆は他社に譲渡して計画は同じく建売住宅での申請でした。

しかし県へ進達の段階で、申請人がホームページで宅地として買い手を募集している事が発覚しました。建売住宅での申請なのに、造成された土地の買い手を募集していたのでこれは申請した内容と異なると県から指導が入りました。

こちらの土地の農地区分は第 3 種農地になっておりまして、原則で農地転用が許可出来る所になります。さらに、こちらは用途地域で都市計画法上の用途が定められた土地で、用途地域以外の通常の土地だと計画の確実性という事から一般住宅や駐車場など計画が定まっている段階での申請はできませんが、それ以外の宅地造成などは基本的に NG です。

この土地は用途地域内なので宅地造成の申請でも問題のない土地となっております。県からの指導としては、申請内容と実際の計画を合わせて下さいという事でどちらの申請も今回は、宅地造成での申請となっております。

整理番号 3 番 宇茂佐の 4 筆、地目は田、合計面積 1,060 m²。転用目的は駐車場となっております。当初の計画は仮設事務所及び駐車場です。申請地の西の方で共同住宅建築の予定があり、その現場事務所としての申請でしたが別の場所で確保できたため、今回は共同住宅居住者の駐車場としての申請となっております。農地区分は第 2 種農地で一団農地 0.1ha となっております。説明以上となります。

議長 議案第 120 号農地転用許可後の事業計画変更承認申請について質疑はございませんか。

議長 質疑がないようなので議案第 120 号農地転用許可後の事業計画変更承認申請について整理番号 1 番から 3 番まで可としてよろしいでしょうか。

委員 異議なし。

(議案第 121 号 農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請について)

議長 議案第 121 号農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請について事務局より説明をお願いします。

事務局 議案第 121 号農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請について今月 1 件の申請となっております。

整理番号 1 番 中山の 2 筆、地目は田と畑、合計面積 1,349 m²。転用目的は貸駐車場となっております。こちらはすでに駐車場として使用されているため始末書付きとなっております。農地区分は第 1 種農地なので原則不許可ですが、第 1 種農地の例外規定である 10 戸連たんの規定を利用すれば許可を得られる可能性があるとの事で申請があがっております。

一軒目と二軒目の住宅の距離がかなり離れており、これで連たんの規定が適応されるのかというところですが、沖縄県の十戸連たんに関する規定を記している手引きの中に、家屋と家屋の間に一軒程度の間隔が空いている場合も家屋の連なりを連たんしていると考えたと規定に記載があります。計算方法などは複雑ですのでこの場では説明を省きますが、この考え方で言うで一軒程度の要件はクリアしているかと思われます。説明以上です。

議長 議案第 121 号農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請について質疑はございませんか。

委員 住宅以外でも 10 戸連たんは可能ですか。

事務局 記載内容として、住宅その他申請に係る土地の周辺の地域において居住するものの日常生活、又は業務上必要な施設という記載がありまして具体的に言いますと、この地域住人や業者が利用する駐車場や家屋もここに該当するので、申請人の事務所がこの手前の土地になっており、法人としての所在地もここにありますので、この地域の法人が使用する駐車場で規定も問題ないかと思います。

議長 他にございますか。

議長 質疑がないようなので議案第 121 号農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請について可としてよろしいでしょうか。

委員 異議なし。

(議案第 122 号 農地法第 5 条第 1 項の規程による許可申請について)

議長 議案第 122 号農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について事務局より説明をお願いいたします。

事務局 議案第 122 号農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について今月 18 件の申請がございます。

整理番号 1 番 宮里の 1 筆、地目は田、面積 711 m²。所有権移転で転用目的は共同住宅。農地区分は第 2 種農地となっております。

整理番号 2 番 為又の 1 筆、地目は畑、面積 169 m²。所有権移転で転用目的は駐車場。農地区分は第 2 種農地、一団の農地 0.5ha となっております。

整理番号 3 番 為又の 1 筆、地目は畑、面積 1,653 m²。所有権移転で転用目的は共同住宅。農地区分は第 2 種農地、一団の農地 2.2ha となっております。

整理番号 4 番 仲尾次の 1 筆、地目は田、面積 401 m²。所有権移転で転用目的は資材置場。農地区分は第 3 種農地となっております。

整理番号 5 番 伊差川の 1 筆、地目は畑、面積 261 m²。所有権移転で転用目的は駐車場。農地区分は第 3 種農地となっております。

整理番号 6 番 中山の 1 筆、地目は畑、面積 208 m²。所有権移転で転用目的は一般住宅。農地区分は第 2 種農地で一団の農地 3.3ha となっております。

整理番号 7 番から 10 番は一体利用での計画ですのでまとめて説明いたします。

整理番号 7 番 旭川の 2 筆、地目は畑、面積 849 m²。

整理番号 8 番 旭川の 2 筆、地目は畑、面積 830 m²。

整理番号 9 番 旭川の 1 筆、地目は畑、面積 649 m²。

整理番号 10 番 旭川の 1 筆、地目は畑、面積 435 m²。

整理番号 7 番から 10 番まで全て賃借権で転用目的は貸駐車場。農地区分は第 2 種農地で一団農地 1.9ha となっております。

整理番号 11 番から 17 番は一体利用での計画ですのでまとめて説明いたします。

整理番号 11 番 宮里の 3 筆、地目は田と畑、合計面積 1,055 m²。

整理番号 12 番 宮里の 1 筆、地目は田、面積 601 m²。

整理番号 13 番 宮里の 1 筆、地目は田、面積 119 m²。

整理番号 14 番 宮里の 1 筆、地目は田、面積 364 m²。

整理番号 15 番 宮里の 1 筆、地目は田、面積 819 m²。

整理番号 16 番 宮里の 1 筆、地目は田、面積 654 m²。

整理番号 17 番 宮里の 2 筆、地目は田、合計面積 1,427 m²。

整理番号 11 番から 17 番まで全て所有権移転で転用目的は宅地造成となっております。農地区分は第 3 種農地、都市計画法上の用途地域となっております。

整理番号 18 番 大北の 1 筆、地目は田、面積 2,272 m²。賃借権で転用目的は店舗及び駐車場。農地区分は第 3 種農地となっております。説明以上です。

議長 議案第 122 号農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について質疑がありましたらお願いします。

委員 整理番号 7 番から 10 番の総面積を教えてください。

事務局 総面積は 2,763 m²で 3,000 m²を超えないので県土保全条例の開発許可にもかからず、常設にもかかってこないです。

委員 今更ですが農地を相続する場合は 3 条申請しなくてもそのまま農地を所有できますか。

事務局 生前贈与の場合は 3 条申請が必要ですが、所有者死亡の場合は例外になっており、相続登記は農地法の許可なく手続きを行えるようになっております。

議長 他にございますか。

議長 質疑がないようなので議案第 122 号農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請についてすべて可としてよろしいでしょうか。

委員 異議なし。

(議案第 123 号 非農地証明願について)

議長 議案第 123 号非農地証明願について事務局より説明をお願いします。

事務局 議案第 123 号非農地証明願について説明させていただきます。今月 6 件の申請がございます。

整理番号 1 番 喜瀬の 1 筆、地目は畑、面積 208 m²。非農地の事由「当該申請地は、海岸沿いに位置し塩害があるため約 30 年以上前より農地としての利用はない。周囲も原野化しており今後農地としての有効活用は困難である。」とのことです。

整理番号 2 番 仲尾次の 1 筆、地目は畑、面積 524 m²。非農地の事由「当該申請地は、進入路のない袋地で約 30 年以上前より農地としての利用はない。今後農地としての有効活用は困難である。」とのことです。

整理番号 3 番 久志の 1 筆、地目は畑、面積 299 m²。非農地の事由「当該申請地は、進入路のない袋地で約 20 年以上前より農地としての利用はない。今後農地としての有効活用は困難である。」とのことです。

整理番号 4 番 久志の 1 筆、地目は畑、面積 941 m²。非農地の事由「当該申請地は、進入路のない袋地で約 30 年以上前より農地としての利用はない。今後農地としての有効活用は困難である。」とのことです。

整理番号 5 番 東江の 1 筆。地目は田、面積 36 m²。非農地の事由「当該申請地は約 50 年以上前より公衆用道路として利用されており、周囲も住宅地となっているため今後も農地としての利用は困難である。」とのことです。

整理番号 6 番 大北の 1 筆、地目は畑、面積 38 m²。非農地の事由「当該申請地は、小面積の土地で約 20 年以上前より農地としての利用はなく、今後農地としての有効活用は困難である。」とのことです。

議長 6 件とも現地調査及び三役会議で非農地証明相当ではないかとの意見でした。説明以上となります。

議長 議案第 123 号非農地証明願について質疑はございませんか。

委員 ないようなので、議案第 123 号非農地証明願についてすべて可として
よろしいでしょうか。

異議なし。

(議案第 124 号 農用地利用促進計画案に係る意見について)

議長 議案第 124 号農用地利用促進計画案に係る意見について事務局より説明をお願いします。

局長 議案第 124 号農用地利用促進計画案について令和 7 年 4 月 22 日付で名護市長より名護市農業委員会あてに農用地利用促進計画案に係る意見について依頼がございます。農地中間管理権設定者 3 名、利用権設定者 4 名となっております。詳細につきましては担当よりお願いします。

農地係 整理番号 1 番 世富慶の 3 筆、地域計画内、合計面積 7,965 m²。利用目的は牧草で期間が 10 年となっております。

整理番号 2 番 我部の 1 筆、地域計画内、面積 3,955 m²の内 3,300 m²。利用目的はバナナで期間が 10 年となっております。

整理番号 3 番 中山の 3 筆、地域計画内、内面積での申請で合計面積 3,445 m²。利用目的はバナナと蜜柑で期間が 10 年となっております。

整理番号 4 番 中山の 4 筆、地域計画外、合計面積 1,024 m²。利用目的はバナナと蜜柑で期間が 10 年となっております。

整理番号 5 番 屋部の 1 筆、地域計画外、30,806 m²の内 1,858 m²。利用目的は牧草で期間が 10 年となっております。説明以上となります。

議案第 124 号農用地利用促進計画案に係る意見について質疑がありましたらお願いします。

整理番号 5 番ですが、内面積での申請となっていますが申請地以外の場所は利用権設定されているのですか。

事務局 はい。他の方が利用権設定して使われております。

議長 他にございますか。

議長 ないようですので、議案第 124 号農用地利用促進計画案に係る意見についてすべて可としてよろしいでしょうか。

委員 異議なし。

(議案第 125 号 令和 6 年度農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表について)

(議案第 126 号 令和 7 年度最適化活動の目標の設定について)

議長 議案第 125 号令和 6 年度農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表について。議案第 126 号令和 7 年度の目標設定について事務局より説明をお願いします。

主査 議案第 125 号は令和 6 年度の実績になります。議案第 126 号は令和 7 年度の目標設定となっております。

別紙で用意している資料と比較しながら進めていきます。

令和 6 年度農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況は令和 3 年度から令和 6 年度の実績です。1 番から 33 番までありますので、その数字に沿って説明いたします。

1 番から 5 番までは例年通りに農林業センサスから記載しております。6 番から 8 番までは担い手の調査を用いております。

令和 6 年度の実績で認定農業者が 23 名、基本構想水準到達者が 29 名、認定新規就農者が 19 名。認定農業者は若干減ってはいるが認定新規就農者は若干増えている状況になります。

農業参入法人は令和 6 年度の実績が 61 名、令和 3 年度から令和 5 年度より増えております。耕地面積につきましては耕地及び作付面積の過去データです。

新規集積面積は令和 6 年度の実績が 75.37ha。こちらの方は担い手の調査の合計になっており、農地係を通した実際の面積になっております。

14 番はこれまでの集積面積 351.62ha で、集積率が 28.13%でこの数値を令和 13 年度までには 56%までもっていく事となっております。少しずつ上がっていく想定ではありますが、上限がありますので目標の 56%に少しでも近づけるようにお願いします。

16 番、17 番、18 番は皆さんが農地パトロールして遊休農地判定した数値となっております。令和 6 年度の実績が 1 号遊休農地面積 287.02ha、緑区分 126.99ha、黄区分 160.03ha となっております。

遊休農地は令和 3 年、令和 4 年度は 320ha。令和 5 年、令和 6 年度は 280ha で減少していますが、減少した理由としては不明です。

19 番は令和 6 年度の緑区分解消実績が 38.74ha。

20 番は前年度に新規発生した緑区分解消実績が 17.9ha と数値が出されております。こちらは皆さんの農地パトロールの利用状況調査の結果から集計しております。

21 番は新規参入者令和 6 年度の実績が 57 経営体で面積が 21.6ha です。

23 番は新規参入者への貸付等について農地所有者の同意を得た上で公表した農地の面積、令和 6 年度の実績が 13.48ha。こちらは現在ホームページで公開しております。

24 番は権利移動の面積ですが令和 6 年度の実績は 67.94ha となっております。

25 番は月あたりの活動日数、令和 4 年度の実績は 5.01 日、令和 5 年度の実績は 6.46 日、令和 6 年度の実績は 6.52 日となっております。

月 10 日を目標に皆さんに頑張ってくださいたいです。

27 番は新規参入相談会の参加回数で、令和 6 年度の実績は 5 回となっております。推進会議の前に予約での相談対応が 5 回となっております。令和 7 年度の目標は 10 回となっております。

28 番の目標の達成状況については、目標に対して期待をやや下回る結果となりました。先程も申し上げましたが、皆さんが目標活動日数の 10 日に近づくことが出来れば目標を上回る結果が出ると思います。

29 番から 31 番は農地法第 3 条の処理件数及び転用に関する数値となっております。説明は以上となります。

議長 議案第 125 号、議案第 126 号について承認としてよろしいでしょうか。

委員 異議なし。

(報告 農地法第 3 条許可申請の取消し願いについて)

議長 報告事項農地法第 3 条許可申請の取消し願いについて 1 件報告がございます。事務局より説明をお願いします。

事務局 農地法第 3 条許可申請の取消し願いについて報告いたします。旭川の 2 筆、地目は畑、合計面積 856 m²。取消し理由は、許可後、那覇市に転居したため営農が難しくなったとなっております。以上です。

(報告 農地法第 5 条許可申請の取下げ願いについて)

議長 農地法第 5 条許可申請の取下げ願いについては先ほど議案第 107 号と合わせて説明していただいたので省略させていただきます。

(閉会)

議長 以上で本日の議案・報告はすべて終了しました。
これをもちまして、第 20 回名護市農業委員会総会を閉会します。

上記については、名護市農業委員会会議規則第 32 条第 3 項の規定により署名する。

名護市農業委員会

議長(会長)

野原朝行

署名委員(比嘉政昭)

比嘉政昭

署名委員(川野圭輔)

川野圭輔

